



埼玉労基 0727 第1号
令和2年7月27日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

埼玉労働局長
木塚 欽也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

別表に記した申出者から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の5件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）

別表

特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	最低賃金の件名くくりの範囲	適用労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数 又は機関決定労働者数
労働協約	非鉄金属製造業 ※ E23 (小分類のE231・235・239を除く。)	4,861人	令和2年7月10日 日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部 委員長 卜部 勝則 JAM埼玉 会長 谷内 聡 全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 廣瀬 裕	2,081人 (42.81%)
労働協約	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※ E28、E29 (細分類のE2973 (心電計製造業を除く。))を除く。)、 E30	34,559人	令和2年7月16日 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 土屋 幸一 JAM埼玉 会長 谷内 聡	19,175人 (55.48%)
労働協約	輸送用機械器具製造業 ※ E31 (小分類のE315・319 (細分類のE3191を除く。))を除く。)	45,574人	令和2年7月16日 全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔 JAM埼玉 会長 谷内 聡	25,592人 (56.15%)
労働協約	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 ※ E275、E323	3,500人	令和2年7月10日 JAM埼玉 会長 谷内 聡 日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方連絡会 議長 藤田 広大	2,098人 (59.94%)
公正競争	自動車小売業 ※ I591 (細分類のI5914を除く。)	16,760人	令和2年7月16日 全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔	6,886人 (41.09%)

注) ※は、日本標準産業分類 (平成25年10月30日総務省告示第405号) による分類を記載。